

水道の基本料金を2か月間減免します

新型コロナウイルス感染症や、それに伴う物価高騰の影響を受けている方、事業者を支援するため、令和5年1月と2月検針（請求）分を対象に上水道基本料金を減免します。

○減免対象者

五霞町と給水契約している方
※ただし、官公署やこれらに属する施設、行政区生活改善センター等は対象外となります。

○減免内容

上水道基本料金 全額
使用水量に応じてかかる超過料金、メーター使用料、下水道（農集・公共）使用料金は減免対象になりません。

検針票（上下水道使用水量・料

上下水道使用水量・料金等のお知らせ
請求書ではありません
五霞 太郎 様

お客様番号 - -

請求年月 令和5年 1月分
検針日 令和5年 1月 3日
使用期間 令和4年12月 3日～令和5年 1月 3日
水栓所在地 原宿台

メーター番号 000
検針員 第一環境課
検針回数 210 m³
前回検針 200 m³
旧メーター水量 0 m³
使用水量 10 m³
排水量 10 m³
水道料金 2,200 円
メーター使用料 110 円
下水道使用料等 1,430 円
合計金額 3,740 円
（消費税を含む）

振替日（納入期限） 令和5年 2月 10日
本書による上記料金の納入はできません。

請求年月 年 月分

減免される金額（税抜） （一部口径を抜粋）	
口径	減免金額 （基本料金）
13mm	2,000円
20mm	2,000円
30mm	3,000円

○減免の手続き

○お問い合わせ

上下水道課 水道G
☎843000

○お問い合わせ

○お問い合わせ

上下水道課 水道G
☎843000

五霞町環境基本計画(素案)に対する意見募集

町では、五霞町環境基本計画を策定するにあたり、みなさんのご意見を反映させるため、素案に対するパブリックコメントを実施します。

○計画の名称

五霞町環境基本計画（素案）

○意見の募集期間

1月10日(火)～2月8日(水)

○閲覧場所

・役場生活安全課 窓口
・中央公民館 図書室

・町公式ホームページ

○提出方法・書式

町公式ホームページまたは閲覧場所にある「ご意見応募用紙」に必要事項を記入のうえ、郵送・持参・FAXまたはEメールにより生活安全課へご応募ください。

※詳しくは町公式ホームページをご覧ください。



○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G
☎843618（直通）
☎841478
✉selian@town.gokalg.jp

「新成人の方へ」 覚えておきたい契約の知識

契約に関する知識や経験が少ない若者は、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまい、解約することができなくなる事案が全国的に多く見受けられます。

未成年の場合、法定代理人の同意なく結んだ契約は、原則取り消すことができず、成人の場合は、原則として取り消すことができなくなります。

【契約が成立するケース】
契約は法的な責任が生じる約束事で、申し込みの意思表示とそれに対する承諾の意思表示が合致することで成立します。契約書がなくても、口約束で契約は成立し、契約書や印鑑、サインは証拠を残す為のものです。原則として、成立した契約はどちらか一方の都合で解約することはできません。

令和4年4月の民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳から19歳の若者も法律上は大人として扱われることになったことから、新成人となるみなさんがトラブルに巻き込まれないように、契約に必要な知識をご紹介します。



【クーリングオフとは】

契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるように、一定期間内であれば、はがき等の書面で通知をすることにより、無条件で契約の撤回や解除ができます。なお、通信販売などクーリングオフが適用されない場合がありますので、ご注意ください。

このような契約関係や消費関係のことでお困りごとがありましたら、消費者ホットライン188または、町で開催している消費生活相談をご利用ください。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G
☎843618（直通）